

令和7年度

横須賀市人権施策推進会議報告書

(困難な家庭環境にある子どもへの支援に対する意見)

令和8年(2026年)4月

横須賀市人権施策推進会議

目 次

はじめに	1
1 評価の対象および方法	2
2 会議の開催	3
3 評価の結果	4
子どもの人権課題 ～困難な家庭環境にある子どもへの支援～について	
4 総合評価（困難な家庭環境にある子どもへの支援に対する意見） …	27
令和7年度人権施策推進会議 出席委員	29

はじめに

「横須賀市人権施策推進会議」（以下「推進会議」という。）は、「横須賀市人権施策推進指針」（以下「推進指針」という。）に基づき設置された第三者評価機関として、学識経験者、市民などにより、横須賀市の施策や事業について人権擁護の観点から評価を行っています。

令和7年度は、「困難な家庭環境にある子ども[※]への支援」に対する意見を報告書としてまとめました。

推進会議での評価が、横須賀市の人権擁護にかかわる計画の策定や、事業の見直しなどの際に、反映されることを期待します。また、本報告書に関する意見や市の取組みを多くの住民に知っていただくための広報展開をしていただけるよう、お願いいたします。

令和8年（2026年）4月

横須賀市人権施策推進会議委員長 西村 淳

※ 本報告書では、「子ども」と「こども」の表記が混在していますが、制度名などで用いるもの及び人権施策推進指針に沿ったものは「子ども」と表記しています。

例：「子ども会」、「子ども食堂」、「放課後子ども教室」、
「横須賀市子ども虐待防止マニュアル」、「子どもの権利」、
「困難な家庭環境にある子ども」

1 評価の対象および方法

(1) 人権施策推進指針で分類した下記の 11 分野の人権課題を対象に評価します。

- ①男女共同参画 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤同和問題
⑥外国人 ⑦患者等 ⑧インターネットによる人権侵害
⑨性的マイノリティ ⑩自殺をめぐる問題 ⑪その他の人権問題

(2) 上記の人権課題から評価するテーマを選定し、関連する担当部局に主要施策や事業についての概要説明や資料の提供を受けた後、人権擁護の視点から評価し、所見や提言などを取りまとめ、市に報告します。

(3) 評価の視点は下記のとおりです。

① 人権擁護の担保	人権擁護のため必要と思われる措置が不可能または困難な場合でも、その合理的根拠が認識され、代替措置が講じられているか。
② 当事者の視点	施策の立案などにあたって、当事者(支援者や家族などを含む)の視点を取り入れるための方策が取られているか。
③ 周知・啓発	周知・啓発を十分に行うとともに、その効果の把握に努めているか。
④ 関係機関等との連携	複雑化した問題を解決するため、庁内、関係機関との連携網が構築されており、有効に機能しているか。
⑤ 研修	専門的・技術的なものも含め、人権擁護に関わる職員その他の人材育成のための研修プログラムが、計画的かつ効果的に組み込まれているか。
⑥ その他	推進会議において必要と認める事項が取り組まれているか。

2 会議の開催

(1) 会議の実施状況

回数	開催日	開催場所	内容
第1回	令和7年 6月12日(木)	消防第3会議室	(1)横須賀市人権施策推進指針について ・横須賀市の取組状況 ・令和7年度の重点施策 (2)意見交換 (3)市民人権意識調査について
第2回	令和7年 10月2日(木)	消防第2・3 会議室	(1)担当課からの事業説明 (2)事業評価シートについて
第3回	令和7年 12月18日(木)	消防第2・3 会議室	(1)関係者からのヒアリング (2)事業評価シートについて (3)市民人権意識調査の報告
第4回	令和8年 2月20日(金)	災害対策本部室	(1)事業評価シートについて (2)人権施策推進会議報告書(案) について

(2) 事業等の説明聴取

推進指針から横須賀市の取組状況や重点施策についての意見交換をするとともに、子どもの人権課題として「困難な家庭環境にある子どもへの支援」をテーマとした。

テーマに関連する担当課である民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課を中心に、民生局福祉こども部子育て支援課、教育委員会事務局学校教育部支援教育課から下記資料を用いて計画や取組事例等についての説明を受けた。

説明資料

- ① 第3期横須賀こども未来プラン
- ② 横須賀市子どもの権利を守る条例の概要
- ③ 親子支援相談事業
- ④ 横須賀市産後ケア事業
- ⑤ こども青少年相談
- ⑥ ショートステイ事業 利用のしおり
- ⑦ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認
- ⑧ 横須賀市子育てホットライン
- ⑨ 産後に子育て支援ヘルパーが家事・育児をお手伝いします
- ⑩ かながわ子ども家庭110番相談LINE
- ⑪ 子育てにちょっと迷った時に

3 評価の結果

【評価の対象】

子どもの人権課題 ～困難な家庭環境にある子どもへの支援について～

(1) 相談・訪問などによる支援について

①人権擁護の担保について

(こども家庭相談事業) 横須賀こども未来プラン P.85 【1-(6)-ア-7】

ア 優れている点

- ・ こどもとその家庭および妊産婦等を対象に、児童虐待の未然防止及び重篤化を防ぐため、全てのこどもの実情把握・情報提供・相談等への対応及び調査指導を行っている。必要なケースには訪問や電話、来所面接を継続的に行っている。
- ・ 関わりを拒否する家庭などには、ミルク、おむつ、離乳食、学用品など子育てに必要な物品を配布し支援を受け入れやすくする取組みを行っている。

イ 問題点・課題

- ・ 支援が必要であっても相談につながらないケースとなる可能性がある。
- ・ 物品配布については国の事業が令和6年度に廃止されているが、市としても予算化されていない。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 相談窓口の設置について、細かな用途に応じた多種多様な相談体制が整備されていることは大変心強く感じる。一方で、どこに相談すれば解決への近道となるのかがわかりにくくなっている面もあるように思われる。わかりやすい周知と関係機関との連携により、適切な窓口へ円滑に案内できる体制づくりが望ましい。
- ・ 保護者が不在の時間が多いため、学校や保育所等の普段からこどもと関わる大人がいる場所に訪問することもよい。

(育児支援家庭訪問事業の推進)

横須賀こども未来プラン P.85 【1-(6)-ア-8】 【再掲：3-(2)-ウ-2】

ア 優れている点

- ・ 適切な養育の実施を確保するため、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、母子のケアや育児相談、健康状態の確認を行っている。
- ・ 乳児が身体的虐待やネグレクトから守られ、安全に生きる権利を支援している。

イ 問題点・課題

- ・ 出生数は年々減少しているが、育児支援の利用者は増加傾向にある。支援者は支援が必要と判断をしても、当事者の自覚がなく育児支援の利用につながりにくい世帯がある。
- ・ 育児支援の利用を開始しても、本人の利用意欲がなくキャンセルとなってしまう場合がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 乳児が安全に在宅生活を送れるように事業を継続していくとよい。
- ・ 支援者となる訪問助産師の確保を続けたほうがよい。
- ・ 産後すぐのタイミングではさまざまな質問を受けても答えにくいことが多いため、母親自身が訪問時期を選択できる仕組みを検討することもよい。

(未就園児等全戸訪問事業)

ア 優れている点

- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応のため、未就園等で福祉サービスを利用していないこどもに地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭の訪問などを行っている。
- ・ 家庭を訪問して児童の現認をするとともに子育てに関する情報提供や支援を行っている。
- ・ 直接保護者と話をした中で、保護者からの疑問などを受け付けて、関連する情報を提供している。
- ・ 虐待の兆候があれば、関係機関につなげて支援を行っている。

イ 問題点・課題

- ・ 未就園等で福祉サービスを利用していない家庭が対象となるため、電話番号等を把握していないケースも多く、突然の訪問に驚くことも多い。
- ・ 横須賀市へ転居直後の場合、前住地域の養育記録がないため、訪問対象となり不本意と感じる市民がいる。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 保護者の理解をいただけるように懇切丁寧な説明を行う必要がある。

(親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談の実施)

横須賀こども未来プラン P.86 【1-(6)-ア-12】

【再掲：2-(1)-ア-18、2-(2)-ウ-7、3-(2)-ウ-19】

ア 優れている点

- ・主に未就学のこどもがいる保護者を対象として、こどもとのかかわり方や子育てに自信が持てない方のための相談支援（一般相談、心理相談、メンタルヘルス相談）を行っている。
- ・心理相談では、主に母親が子育て中に感じるこどもや家族との葛藤・不安などの悩みを心理士が聞きながら整理している。
- ・メンタルヘルス相談では、精神科医が医学的な見地からの助言ができるよう相談に応じている。
- ・相談体制を整えることで、こどもの虐待を早期に発見し、タイムリーな対応が可能となり、問題の発生や重症化を予防している。
- ・相談中に保育サービスを行っており、保育にあたった保育士がこどもの成長発達を確認し、相談支援の参考情報としている。

イ 問題点・課題

- ・出生数が減少しているものの、保護者からの相談件数は増加している。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・児童虐待の予防に寄与するように継続していくとよい。
- ・産後のメンタル不調が長引く等、養育力が低くなりがちな保護者のケアができる事業であり、相談体制の充実に引き続き努力してほしい。

(産後ケアの実施)

横須賀こども未来プラン P.86 【1-(6)-ア-13】 【再掲：2-(1)-ア-19】

ア 優れている点

- ・産後1歳未満の産婦とその乳児を対象に、助産院等や自宅に訪問をし、母子の心身のケアや育児サポート等を実施している。
- ・産後ケアをより利用しやすくするため、令和7年4月にこどもの対象年齢を5か月未満から1歳未満に拡充するとともに、利用料金の減額を行っている。
- ・市民の利便性及び業務効率の向上を目的として、令和7年6月から、スマートフォンなどで、いつでも予約ができる予約システムの実証実験を実施している。

イ 施策・事業に対する意見

- ・産後ケアのニーズは高く、産後うつや虐待を予防する効果もあるため、継続していくとよい。

(こども青少年相談窓口の設置)

横須賀こども未来プラン P.93 【1-(7)-ア-2】 【再掲：2-(2)-ウ-2、3-(2)-ウ-13】

ア 優れている点

- ・ 性格・行動上の問題、家族関係・人間関係の悩み等、生活する上で様々な問題や悩みのある概ね4歳～18歳まで（※継続的な相談については、20歳まで）のこども・青少年とその保護者を対象に、こども青少年相談員（臨床心理士等）による相談支援（来所面接、電話、メール等）を行っている。また、児童虐待防止・早期発見を主な目的として、原則として県内在住のこども及びその保護者等を対象に、相談ツールのL I N Eを用いて児童虐待防止S N S相談を神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市と合同で実施している。
- ・ 医師相談では、来談者の診察及び医療機関の紹介、相談に関する医学的見解の助言なども行っている。
- ・ 医療が必要か検討する場合、月1回2枠の中で医療相談を受けられる機会を設けている。
- ・ 保護者や関係機関への情報共有については、こども本人の了解を得ることとしている。
- ・ 外国籍の方で、日本語の理解が難しい場合には、本人の希望に沿って通訳してくれる同伴者の同席を認めている。

イ 問題点・課題

- ・ 児童精神科の専門医が全国的にも不足しており、受診までの待ち時間が長期化している。
- ・ 外国籍の親の場合に、相談員に上手く相談の主旨を伝えられない場合がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 医師相談について、相談日を増やすことが難しい状況の中で、必要な方が医師相談を受けられるよう柔軟な調整をされている。
- ・ 一方、全国的なこどもの減少に反比例して需要は増えており、引き続き相談体制を拡充できるよう努力していただきたい。

ア 優れている点

- ・ 保護者が疾病、疲労その他の身体・精神上または環境上の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、乳児院・児童養護施設・ショートステイファミリー（里親）において短期入所生活援助を行っている。
- ・ 初回利用時には、ショートステイ先の訪問、面接をし、保護者と子どもが納得の上で利用している。
- ・ 子どもにとって保護者と離れてショートステイ先で生活することは、非常に大きな環境の変化である。ショートステイを利用することや帰宅の目安等について、保護者が子どもに事前に説明することとしている。
- ・ 令和3年度から、受け入れ先としてショートステイファミリー（里親）を加え、利用者の状況に応じてより柔軟にサポートできるよう拡充している。

イ 問題点・課題

- ・ ショートステイ先にも定員があるため、すべての利用希望に対応できない場合がある。
- ・ 児童養護施設については、児童相談所などからの児童措置の子どもを受け入れているため、定員となってしまう現状である。
- ・ ショートステイファミリーについては、多様な特性をもつ子どもの受け入れということで、受け入れ先施設を増やすことが難しい状況にある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 引き続き、受け入れ先となる児童養護施設の確保の努力も含め、一時的養育困難な保護者を支援することで育児の負担を軽減し、虐待予防の早期対応を行い、児童の安全を図るとよい。

(子育て支援ヘルパー派遣サービス事業)

ア 優れている点

- ・ 妊娠中及び出産後で、家事の支援等を必要とする家庭に、子育て支援ヘルパーを派遣し、当該家庭が安心して日常生活を営むことができるよう援助している。家庭や養育環境を整えることで、ヤングケアラーの未然防止に努め、支援対象の家庭が自立して生活できることを目標としている。また、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、保護者に代わり日常的かつ長期的に家事等を担っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）等がいる家庭の虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、子育て支援ヘルパーを派遣し、家庭や養育環境を整えている。

- ・ 児童の利益を優先しつつ、保護者に寄り添った支援を行っている。
- ・ 関係機関等において支援が必要と判断した家庭に対しては、市から利用勧奨している。

イ 問題点・課題

- ・ 家事及び保育の両方の支援が可能なヘルパーが不足しているため、支援を必要とする世帯に対して十分な支援が行き届かない場合がある。
- ・ サポートを必要している保護者は、家事と保育の両方のスキルを必要としていることが多い実情にある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 子育ての負担を軽減し、児童虐待を予防するため、ヘルパーの確保に努力するとともに、引き続き事業を実施していくとよい。

(子育てホットライン)

ア 優れている点

- ・ 一般的な子育てに関して 24 時間 365 日電話相談（匿名）に応じている。保護者のストレス軽減や気持ちの整理をつける手伝いをし、必要な場合は適した支援機関を案内している。児童相談所閉庁時の児童虐待緊急連絡先として、児童相談所への伝言を受け付けている。
- ・ 匿名で相談できるため、誰にも言えない本音を安心して吐き出せる場となっている。
- ・ 得られた情報から、個人が特定できた場合は個別対応に繋げ、タイムリーにかかわることで母子の安全が図られるケースもある。

イ 問題点・課題

- ・ 相談員の確保が課題となっている。
- ・ 匿名相談のため、傾聴を基本として対応しているが、医学的判断が必要な場合などで具体的なアドバイスができず、相談者が不満を感じることもある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 子育てにおいて周囲に頼れない家庭が増えている。相談員の確保は大変ではあるが、相談事業を継続し、充実させていきたい。

ア 優れている点

- ・ こども家庭センターは、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチ^{*1}とハイリスクアプローチ^{*2}を両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的に設置している。統括支援員が母子保健機能と児童福祉機能の両分野の連携強化の役割を担っている。
- ・ 母子保健の職員を市内4か所の健康福祉センターに地区担当として配置し、より現場レベルで要支援者を察知するよう努めている。統括支援員がそれらの情報を収集し、児童福祉の支援につなげるなど支援員のサポート役を担っている。
- ・ 児童福祉に係る「よこすか親子サポートプラン」は、ケースワーカーが作成し、特定妊婦・要支援児童・要保護児童に該当しない場合であっても、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する親子や、要保護状態・要支援状態に陥る兆候が見られ、本人たちが希望しなくても予防的観点から早期の支援開始が必要と思われる親子も支援対象としている。サポートプランは、ご本人に寄り添いながら、こどもと家庭の状況を多面的に整理し、関係機関との連携や的確な支援の内容を盛り込む重要なものである。
- ・ 民間との連携については、地域の支援者向けの研究会を年1回行い、ケース会議に参加してもらおうなどの対応を行っている。

イ 問題点・課題

- ・ 1家庭ごとの課題やニーズのアセスメントやサポートプランの作成には十分な時間と丁寧な対応が求められ、きめ細やかなサポートプランを作るには、相談者一人ひとりへの傾聴や現状把握、関係機関との連絡・調整など多くの工程が発生する。また、定期的な見直しや家庭の変化に応じた随時のフォローが欠かせないが、優先順位の高い対象者からサポートプランの作成をしている状況にある。
- ・ ご本人の気持ちが整わず、プラン作成や支援に至る前に拒否する場合もある。対人援助を重視し、関係性を築き上げて、実績を重ねていく必要がある。
- ・ ケースワーカーは業務量も多く、メンタル面で負担を感じることも多い。一人ひとりのスキルアップと人員確保についての課題がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 対話を重ね、関係性を築き上げていくこともこどもと家庭への支援につながるものと考え。支援の効果が得られるよう、引き続き取組みを進めていくとよい。

- ・母子保健担当（健康福祉センター含む）と児童福祉担当の事務所が別々になっており、統括支援員を中心とした連携が図られているが、サポートプラン策定のためのワーカーのスキルアップと人員の確保の努力をさらに行っていくべきである。統括支援員の連絡調整の下、更に連携強化を図り、引き続き支援事業を継続していくとよい。
- ・民間の取組みとの連携を強化していく必要がある。

※1・・・リスクの有無にかかわらず、集団全体に対して同じ健康管理を指導する手法

※2・・・重度なリスクを持つ人を洗い出し、その人からリスクを低下させる取組みを行う手法

（日本語支援ステーションの設置） 横須賀こども未来プラン P.73 【1-(2)-ウ-9】

ア 優れている点

- ・多様な教育ニーズに対応し、特に日本語を必要とする児童生徒及びその保護者への支援を充実させるため、在籍校への入学前にガイダンスや日本語指導を効果的・効率的に行っている。
- ・個々の支援ニーズに応じて、初期集中指導や在籍校への日本語指導員派遣といった支援を実施している。

イ 問題点・課題

- ・在籍校への日本語指導員の派遣に関して、週1回の派遣が大半であり、指導時間が十分とは言えない。
- ・対応言語数が増加し、必ずしも母語対応の指導員を配置することができていない。
- ・日本語指導員の資質の向上および、新たな人材の確保について課題がある。
- ・在籍校への日本語指導員の派遣にも限界があるため、中学生に対して、日本語支援ステーションへの通級型の支援が可能か検討されている。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・日本語指導員への研修機会の確保として、オンラインでの研修の実施を検討し、充実させていけるとよい。
- ・他機関と連携し、日本語指導に関する情報共有を行いながら人材確保、支援体制の構築を図っていくとよい。
- ・こどもとの距離も近く、様々なツールを駆使できる学生ボランティアとの連携を検討するとよい。

(不登校児童生徒への支援の充実)

横須賀こども未来プラン P.78 【1-(4)-イ-5】、P.116 【2-(2)-カ-2】

ア 優れている点

- ・ 不登校児童生徒の、個別の状況を踏まえた支援を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員等の専門的な職員の配置による相談・支援体制の充実を進めている。また、フリースクール等と連携して、不登校児童生徒やその保護者への情報提供や個別の相談の場を設定している。また、児童生徒を取り巻くさまざまな環境に働きかけ、問題行動や不登校の予防・早期解決を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭や社会福祉関係機関と連携しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図っている。
- ・ 学校における相談支援体制の充実を進め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談等により、こどもの状況を把握し適切な支援に繋げている。
- ・ 市立学校 71 校を 5 人のスクールソーシャルワーカーで分担して対応している。
- ・ 不登校などの課題がある学校区には、スクールソーシャルワーカーを追加配置（年 600 時間分）し、児童生徒や保護者等との相談・面談の機会を拡充させ、問題解決に繋げている。

イ 問題点・課題

- ・ 不登校児童生徒は増加傾向であり、市の不登校児童生徒出現率は、国、県と比較して高い数値で推移していることから、それぞれの背景に応じた支援を検討し、対応していく必要がある。
- ・ スクールソーシャルワーカー 1 人当たりの担当校が多く（13～15 校）、十分な支援が行き届きにくい場合がある。
- ・ 学校によっては、スクールソーシャルワーカーとの連携について、さらに理解を深めていく段階にある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 誰もが安心して自分らしく学べる環境を充実させるため、市内の不登校の状況を調査・研究し、不登校の段階に応じた支援方法を学校に示していくとよい。
- ・ 他自治体の状況を調査し、スクールソーシャルワーカー拡充を含めた相談支援体制を検討していくとよい。
- ・ 学校に対し、スクールソーシャルワーカーの活用について周知していくとよい。
- ・ 地域団体では、スクールソーシャルワーカーと連携して支援の必要なこどもを発見し、適切な支援につなげている。地域団体の活動は地域

の強みでもあり、行政と学校、地域団体とが連携して、こどもの支援に取り組んでいただきたい。

- ・ スクールソーシャルワーカーとふれあい相談員の綿密な連携強化が望ましい。
- ・ スクールソーシャルワーカーをコーディネーターの役割で運用できれば、社会資源や地域環境の調整等の強みを生かすこともできる。

②当事者の視点について

(こども家庭相談事業)

ア 優れている点

- ・ こどもに関係する様々な相談に応じており、当事者が安心して相談のできる体制となっている。

イ 問題点・課題

- ・ 来庁相談時に、相談スペースが足りず、オープンカウンターでの相談になってしまいプライバシーが守られない場合がある。(こども青少年相談は個室を確保している。)

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 面接場所について、できるかぎり個室を取れるように調整し、当事者と面接を行っていくとよい。
- ・ 相談窓口の設置について、細かな用途に応じた多種多様な相談体制が整備されていることはよいことである。一方で、どこに相談すれば解決への近道となるのかがわかりにくくなっている面もあるように思われる。わかりやすい周知と関係機関との連携により、適切な窓口へ円滑に案内できる体制づくりが望ましい。

(育児支援家庭訪問事業の推進)

ア 優れている点

- ・ 妊娠中や産後の不安な時期に訪問助産師との1対1の関わりを持つことで不安や養育負担の軽減が図られている。また、育児の手わざを学ぶことで養育の力をつけていくことができる。

イ 問題点・課題

- ・ 育児支援の利用を開始しても、本人の利用意欲がなくキャンセルになってしまう場合がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 保護者に納得いただいた上で利用していただけるよう、丁寧な説明に努めていく必要がある。

- ・産後すぐのタイミングではさまざまな質問を受けても答えにくいことが多いため、母親自身が訪問時期を選択できる仕組みを検討することもよい。

(親子支援心理相談)

ア 優れている点

- ・親子支援心理相談は、相談中に保育サービスを受けられるため、相談者は安心して相談でき、こどもは楽しく過ごすことができる。
- ・保育にあたった保育士がこどもの成長発達を確認し、相談支援の参考情報としている。

イ 問題点・課題

- ・分離不安が強いこどもの場合は、母子同室で相談を行わざるを得ないときがある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・相談者が安心して相談できるよう保育サービスを継続していくとよい。

(親子支援心理相談)

ア 優れている点

- ・こどもと保護者が別の相談員(臨床心理士、公認心理士)に相談できるようにしており、さらに同じ学校や同じ地区の相談者が庁舎内で顔を合わせることがないよう、予約日を調整しているため、当事者は安心して相談のできる環境となっている。

イ 問題点・課題

- ・小中学生を一人で相談に来させようとする親がいる。
- ・外国籍の親が相談員に上手く主旨を伝えられない場合に日本語通訳としてこどもを同席させる場合がある。自身の相談内容を聞いて話すことについて、こどもへの影響が懸念される。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・未成年者の相談に関して、単独での来所については、安全の確保や保護者の監護の観点から難しい状況があることを保護者にご理解いただけるよう丁寧な説明を心がけていく必要がある。

(産後ケア事業)

ア 優れている点

- ・こどもの対象年齢の拡充、利用料金の減額及びリアルタイムで予約可能なシステムの導入により、産後ケアがより使いやすくなったことで、利用が増加している。

イ 問題点・課題

- ・予約システムについて、外国人など利用の難しい方もいる。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・予約システムの導入は利用者の目線に立って負担軽減が図られており、使いやすくよい取り組みである。予約システムを継続して運用していくとともに、利用の難しい方には電話や来庁による申請・予約を引き続き行っていくとよい。

(こども青少年相談窓口)

ア 優れている点

- ・こどもと保護者が別の相談員(臨床心理士、公認心理士)に相談できるようにしており、さらに同じ学校や同じ地区の相談者が庁舎内で顔を合わせることがないよう、予約日を調整しているため、当事者は安心して相談のできる環境となっている。

イ 問題点・課題

- ・小・中学生を一人で相談に来させようとする親への対応に苦慮している。
- ・外国籍の親が相談員に上手く相談の主旨を伝えられない場合に日本語通訳としてこどもを同席させる場合がある。自身の相談内容を聞いて話すことについて、こどもへの影響が懸念される。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・未成年者の相談に関して、単独での来所については、安全の確保や保護者の監護の観点から難しい状況があることを保護者にご理解いただけるよう丁寧な説明を心がけていく必要がある。
- ・こどもへの対応について、配慮していく必要がある。

(ショートステイ事業の推進)

ア 優れている点

- ・保護者が育児から離れて休養することができる。

イ 問題点・課題

- ・ショートステイ先のキャパシティの都合で、すべての利用希望に対応できていない。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・保護者とこどもに納得いただいた上で利用していただけるよう丁寧に対応していくとよい。

(子育て支援ヘルパー派遣サービス)

ア 優れている点

- ・ 子育て支援ヘルパー派遣は、保護者が家事や育児の支援を受けるとともに、子育て等に関する不安や悩みを相談し助言を受けることができるので、子育ての負担が軽減され、児童虐待の防止につながっている。

イ 問題点・課題

- ・ 家事及び保育の両方の活動が可能なヘルパーが不足しているため、保護者が希望する時期に希望する支援を受けられない場合がある。
- ・ 予約をしても、依頼者が当日不在にしている、サービスを提供できない場合がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 子育ての負担を軽減し、児童虐待を予防するため、引き続き事業を実施していくとよい。

(子育てホットライン)

ア 優れている点

- ・ 話すことで気持ちの整理ができ、家族やこどもと向き合うことができる。また、イライラした時など、その場で電話相談することでクールダウンし、匿名で相談ができるため、誰にも言えない本音を安心して吐き出すことができる。

イ 問題点・課題

- ・ 匿名相談のため、傾聴を基本として対応しているが、医学的判断が必要な場合などで具体的なアドバイスができず、相談者が不満を感じることもある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 子育てにおいて周囲に頼れない家庭が増えている。相談員の確保は大変ではあるが、相談事業を継続し、充実させていきたい。

③周知・啓発について

ア 優れている点

- ・ 育児に関する困りごとに応じて、HP等で個々の相談窓口の周知を行っている。
- ・ 市の公式LINEやホームページ、子育てガイド、相談窓口紹介冊子「よこすか心のホットライン」、広報よこすか等で、相談窓口の紹介をしている。
- ・ わんぱくフェスティバル、すかりぶおやこまつり、ふれあいフェスティバルでも、こども青少年相談のパンフレットの配架を行っている。
- ・ 育児支援家庭訪問については、個別支援を行う中で必要に応じて保護者に利用勧奨する事業のため、関係機関のみに周知している。

イ 問題点・課題

- ・ チラシの周知が行き届きにくく、チラシの趣旨も伝わりにくい。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ こども家庭相談事業の物品配布について、支援者向けの案内を継続していくとよい。
- ・ SNSでの情報収集が主流となっており、支援先の上承が得られるようであれば、SNSのアクセス先を二次元コードで市の啓発チラシ等に載せることで、若年層の保護者にも情報が伝わることを考えられる。
- ・ 市民に必要な情報が届いていないため、情報発信力を高めることが重要である。

④関係機関等との連携について

ア 優れている点

- ・ 関係機関と連携する際は、本人の同意を得て行っている。
- ・ 18歳に到達する相談者には、終了前にできる限り次の相談先と連携をし、つなぐように心がけている。
- ・ 市が持つ児童の情報を定期的に国のシステムに登録し情報連携を行っている。
- ・ 育児支援家庭訪問事業では、助産師をはじめ、産院や小児科などの医療機関、母子保健や児童相談所など多岐にわたる連携を行っている。
- ・ 産後ケア事業では、特に支援が必要と判断した場合は、健康福祉センターの保健師が継続支援を依頼するなど連携を図っている。
- ・ 未就園児等全戸訪問事業では、こども給付課、地域健康課、支援教育課、子育て支援課等と未就園児の現認情報を確認するなど、庁内連携を図っている。
- ・ 子育て支援ホットラインでは、電話相談中に相談者から氏名等をお伝えいただいた場合、支援の担当課から連絡をするなど、個別支援につなぐ連携をとっている。
- ・ 学校や市民の方が困難な家庭環境にある子どもを見つけた場合、市は要対協登録やヘルパー紹介などを行っている。支援者が多い場合は守秘義務をかけたサポートチーム会議を開催し、必要な情報共有を行っている。

イ 問題点・課題

- ・ 支援が必要であっても相談につながらないケースとなる可能性がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 当事者が少しでも安心安全に過ごせるような暮らしにつながるよう関係機関との連携を図っていくとよい。
- ・ 地域において積極的な支援活動を行っている民間団体もあるので、こども家庭センターほかの関係機関は、横のつながりを強化するだけでなく、民間の取組みとの連携を強化していく必要がある。

⑤研修について

ア 優れている点

- ・職員はこどもに関する幅広い相談に応じるため、外部の医師や社会福祉・児童福祉の心理士等である専門委員から随時相談助言を受け、高度な専門性を身につけている。こどもの虐待防止セミナーや発達協会セミナー、神奈川県LD協会セミナー等の研修を受講し、こどもの相談対応をするための知識の習得をしている。また、人権・ダイバーシティ推進課が発出する人権に関する掲示板やeラーニングを通して、定期的に人権やジェンダー等に関する知識の習得をしている。
- ・国の情報共有システムを使用する職員は、研修に参加してシステムの利用有効活用できるように努めている。
- ・相談者への対応及び支援の連携を図るために、令和7年度から支援教育課、保健所保健予防課、こども家庭支援課の3課で合同勉強会を実施している。
- ・こども青少年相談員は、スキルアップ研修を受け、事例検討などを行っている。スーパーバイザーは、こどもや思春期の若者を対象として、心や行動の問題・精神的な健康課題の診断・治療・支援を専門とする児童精神科医師や、心のケアやメンタルヘルスに関する専門的な知識と技術を持ち、様々な悩みや困りごとを抱える人に対して、心理的な支援を行う臨床心理士が担当している。
- ・子育てホットラインの相談員には、専門家を招いた振り返り研修を月1回実施し、専門的助言を受けている。また、メンタルケアとして心理相談員によるスタッフケアを実施している。
- ・子育て支援ヘルパーには、乳児・小児の救命、応急手当、AEDの使用方法及び重大事故防止に関する講習を年1回実施している。新任ヘルパーには、赤ちゃんや母親への接し方の講義及び沐浴実習を実施している。希望があれば、複数回の参加も可能としている。
- ・訪問助産師には、虐待防止のための研修を年1回開催している。

イ 施策・事業に対する意見

- ・国や関係機関の研修について、職員の参加を促進していくとよい。
- ・関係課との勉強会は、連携のために有意義なものであり、継続的に行っていくとよい。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・こどもへの支援に関する内容は、市職員に共通して必要な知識であり、個別所属での研修にとどまらず、こどもに関係する各所属の職員にも受講してもらおうとよい。多くの職員が必要な知識を身に付けるとともに、他課職員とのコミュニケーションの促進にもつながるものと考えている。
- ・地域や民間団体との研修や人材養成についての連携も必要である。

(2) 地域や関係機関等との連携による支援について

①人権擁護の担保について

(生活保護世帯への学習支援) 横須賀子ども未来プラン P.76 【1-(4)-ア-2】

ア 優れている点

- ・生活保護受給世帯の中学生等を対象に NPO 法人に委託し学習支援を行い、子ども支援員が不登校の小中学生や中退高校生を持つ家庭へ訪問し支援している。

イ 問題点・課題

- ・支援団体が1か所のみであり、地域によっては遠方となるため、保護者の援助がなければ利用しにくい場合がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・生活困窮世帯への学習支援事業で実施している学習支援の空き枠に、ケースワーカーを通じて適宜参加できるよう呼びかけていくとよい。
- ・参加生徒が希望する高校へ入学できるよう、継続して支援を行うとよい。

(生活困窮世帯への学習支援) 横須賀子ども未来プラン P.76 【1-(4)-ア-3】

ア 優れている点

- ・生活困窮世帯の中学2・3年生を対象に、NPO 法人に委託し学習支援を実施し、健全な学習習慣を身につけ、持続的な学習を行うことで、自立の助長を図っている。

イ 問題点・課題

- ・地域によって申込状況に差があり、応募が多く参加しづらい地域もあれば、立地の影響でなかなか定員に満たない地域もある。
- ・1地区を除き、行政センターを利用して事業を実施しているため、他団体との兼ね合いで学習場所の確保に苦慮している。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・参加生徒が希望する高校へ入学できるよう、継続して支援を行うとよい。

(児童養護施設学習支援) 横須賀子ども未来プラン P.76 【1-(4)-ア-4】

ア 優れている点

- ・児童養護施設に入所中の小中学生を対象に学びの機会を保障し、個別の関わりによるきめ細やかな支援を行うため、学習講師を派遣し、学習の支援を行っている。

イ 問題点・課題

- ・学習講師として教員や塾講師経験者が多く活動し、こどもの特性に合わせているが、こどもたちのロールモデルとなり得る近い年代の講師も必要となっている。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 今後も、施設と連携して支援状況やニーズを把握し、学習講師の適切な派遣や学習機会の確保を進めていくとよい。
- ・ 参加生徒が希望する高校へ入学できるよう、継続して支援を行うとよい。

(こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催)

横須賀こども未来プラン P. 77 【1-(4)-イ-2、1-(6)-ア-1、1-(6)-イ-12、

1-(6)-ウ-2、2-(1)-ア-17、3-(2)-ウ-12、4-(3)-ア-1】

ア 優れている点

- ・ こども家庭地域対策ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）において、支援対象児童等に対する具体的な支援の進行管理や、専門性の向上のために関係機関向け研修の企画運営を行っている。
- ・ 虐待を受けているこどもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し適切な連携の下で対応をしている。
- ・ 地域団体の居場所に通うこどもが対象となる場合は、当該団体に個別会議に入ってもらい一緒に支援方法を検討するなどしている。
- ・ 関係機関と連携することにより、虐待の早期発見や予防に取り組んでいる。
- ・ 支援者が方針を一つにすることにより、当事者が様々な助言にふりまわされることがない。

イ 問題点・課題

- ・ 要支援家庭の増加に伴い、要保護児童対策地域協議会に登録している世帯が増加している。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 要支援世帯を早期に発見し児童の安心安全な生活を守り健全育成につながるよう、関係機関との情報共有・ネットワーク化は必要不可欠である。
- ・ 必要なケースが要保護児童対策地域協議会登録となるように適切な情報収集につとめるとよい。
- ・ 民間の活動団体との一層の連携が行われるとよい。

(離婚家庭における司法・弁護士会との連携(市から弁護士会へ情報提供や相談窓口を繋ぐ等))

ア 優れている点

- ・「弁護士養育費相談」については、神奈川県弁護士会に委託し、個人情報の適切な管理、運用のもと事業を行っている。相談者が継続して相談を希望する場合は、神奈川県弁護士会を通して依頼することとしている。
- ・相談者から市に電話等で相談があった場合には、選択肢の1つとして横須賀法律相談センターを案内している。

イ 問題点・課題

- ・相談者に対して支援窓口の紹介や情報提供等をするために、神奈川県弁護士会に関する詳細な情報を常に把握しておく必要がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・こどもが単独で弁護士に相談することは困難である。子どもの人権の観点から弁護士会等の司法関係機関と連携するなどして、こどもの意見が反映される仕組みを整えることが望ましい。

(こどもの居場所づくりの推進) 横須賀こども未来プラン P.111 【2-(2)-イ-1】

ア 優れている点

- ・青少年会館、青少年の家、社会教育施設を含む公共施設に加え、子ども会、子ども食堂や学習支援の場、プレーパークなど、地域にある多様な居場所において、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むとともに、地域や民間と連携しながら新たな居場所づくりを推進している。
- ・困難な家庭環境にある子どもの居場所については、児童育成支援拠点の設置を目指し、市内で活動している様々な団体の声の聴き取りや、民間の助成金の取得支援を行っている。
- ・子ども食堂については、「よこすか三浦子ども食堂・地域食堂ネットワーク」に加入している10団体がある。市による運営補助等はないが、企業版ふるさと納税制度による寄附を活用して子ども食堂に食糧支援を行う事業者に対して補助金を交付している。

イ 問題点・課題

- ・青少年の家の廃止により施設数が減っている。
- ・夏休みなど猛暑の時期に、こどもが安心して過ごせる居場所が不足している。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・既存のこどもが利用できる公共施設に加え、放課後子ども教室の充実を図るなど、新たなこどもの居場所づくりを検討する必要がある。
- ・子ども会、青少年育成団体、母親クラブなどの活動支援を継続し、情報共有を図り、連携しながら居場所づくりを進める必要がある。
- ・多様なニーズに対応した安心できる居場所の実現を目指し、こども・若者が望む居場所のあり方について丁寧に意見を収集し、大人が提供可能な支援内容や方法について検討を重ねる必要がある。
- ・地域団体の活動は、こども自身が安心して過ごせる場として大切な居場所となっている。地域団体が活発に活動していることは横須賀の強みでもあり、行政と地域団体との連携を一層深めることで、こどもの居場所を広げていただきたい。
- ・地域団体が提供する居場所を利用するこどもの中には精神障害や発達障害を持つこどももおり、専門的な知識を有する支援者との連携を求める声もある。人的資源の結び付けをするなどの行政の強みを生かした支援を検討し、行政と地域団体が連携して、さらなる支援につなげてほしい。
- ・訪問支援と居場所の両面支援が有効であり、場所を設けるだけでなくこどもの家庭を訪問するなどして関わりを作ることも重視すべきである。
- ・地域の民生委員児童委員の活動として、未就学児親子向けの子育てサロンも行われている。地域の方々による相談しやすい環境を整えるなど工夫もされており、地域の活動が広く知られるよう行政が協力して取り組んでいくとよい。
- ・地域団体では、自治会館を活用した学習・ダンス等の教室やスポーツ活動などが行われている。しかしながら困難な家庭環境にある子どもは費用面等から参加する機会が得られず、経験の格差が生じている。困難な家庭環境にある子どもが参加しやすくなるような仕組みを検討する必要があると考える。
- ・困難な家庭環境にある子どもの発見については、こどもの居場所を提供する支援団体との連携が必要不可欠である。市の支援策を支援団体等に広く周知するとともに、支援団体との情報交流を行うことで、困難な家庭環境にある子どもの発見につなげてほしい。
- ・子ども食堂への支援について、市による直接的な支援はなく、主となる担当部署もない状況となっている。費用面での支援以外にも支援方法は様々あり、困難な家庭環境にある子どもを共に支援するという姿勢を示すことが重要である。引き続き子ども食堂への支援について検討を進めていただきたい。

(フリースクールとの連携) 横須賀こども未来プラン P.76 【1-(4)-ア-4】

ア 優れている点

- ・相談教室の設置や横須賀市学校フリースクール等連携協議会の運営により、不登校のこどもの居場所づくりや保護者支援にも取り組んでいる。

イ 問題点・課題

- ・不登校の児童生徒数が増加し続けている状況の中、不登校児童生徒・保護者への対応や支援体制の検討等を含めた一層の連携強化が求められている。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・学校内外の教育相談体制を一層充実させ、多様な支援の場を周知・整備し、支援機関と連携しながら、より良い学びの場や居場所づくりを進めていく必要がある。
- ・フリースクールは費用負担が大きく、就労しなければ通わせることが難しいとの声もあり、不登校児童生徒への対応や支援体制の強化のため、さらなる検討が必要である。

(地域資源開拓コーディネーターの活動による地域との連携)

ア 優れている点

- ・高齢部門の生活支援コーディネーター（13人）による月一回の会議に参加し、得られた資源情報を把握して相談支援業務に活かしている。
- ・生活支援コーディネーターと連携し共に地域へ出向くことで、地域の支え合いの基盤づくりを進め、地域の方々の「やりたい」を形にするためのサポートの役割を担っている。

イ 問題点・課題

- ・会計年度任用職員1名体制で活動しているため、単独での活動に限界がある。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・地域における担い手の発掘・養成と、担い手を支援活動につなげていくため、高齢部門の生活支援コーディネーターとの連携をより強化していくとよい。

②周知・啓発について

ア 優れている点

- ・ 関係機関向けに「横須賀市子ども虐待防止マニュアル」を配布している。市の公式LINEやホームページ、子育てガイド、相談窓口紹介冊子「よこすか心のホットライン」、広報よこすか等で、相談窓口の紹介をしている。

イ 施策・事業に対する意見

- ・ 市民に必要な情報が届いていないため、情報発信力を高めることが重要である。

③関係機関等との連携について

ア 優れている点

- ・ 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議で、支援において連携を図っている。
- ・ ケースの情報収集については、主に要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携し、情報を把握している。
- ・ 食糧支援が必要な際は地域福祉課やこども食堂とも連携を行っている。

イ 問題点・課題

- ・ 民生委員児童委員の主任児童委員の活動は、こどもの見守りの他、児童相談所から困難を抱える家庭の見守りを依頼されることもある。主任児童委員としても負担の大きい内容であり、市と主任児童委員との細かな連携が必要となっている。

ウ 施策・事業に対する意見

- ・ 要保護児童等の支援のためには関係機関との連携は必要不可欠である。
- ・ こども家庭センター、こども青少年相談窓口、親子支援心理相談といった福祉機関と医療機関等との連携は必要不可欠である。関係機関との連携を深めることで、横須賀市が行う小児医療費助成などの取組みを多くの市民に知ってもらうことにも繋がる。

④研修について

ア 優れている点

- ・ 要保護児童対策地域協議会の構成機関向け研修を年1回、初任者向け研修を年1回開催している。

イ 施策・事業に対する意見

- ・ 要保護児童対策地域協議会における連携の意義を共有していくために、引き続き構成機関向けの研修を行っていくとよい。
- ・ 地域団体の方も知識を身に付け、相談対応力の向上や支援方法に関する助言を受けられるよう、市が開催する研修を案内することが望ましい。

⑤その他

ア 施策・事業に対する意見

- ・ 地域支援団体が行っている小児訪問看護について、「成長」に焦点を当てて成長期の変化を共に過ごし、生活習慣を整えて親子関係の歪みがあれば第三者的に関わる取組みである。背景には親からの虐待があるとの指摘もあり、子育て支援施策を推進する上からも非常に有意義な取組みであるため、地域支援団体等との連携により小児訪問看護の取組みを行っていくこともよい。

4 総合評価（困難な家庭環境にある子どもへの支援に対する意見）

こどもを取り巻く環境は大きく変化しており、令和5年4月にはこども基本法が施行され、同じく4月にはこども家庭庁が発足するなど、こどもを中心とした取組みや政策が大きく進められています。

横須賀市においても、令和4年7月に「横須賀市子どもの権利を守る条例」を施行し、令和7年2月には「第3期横須賀こども未来プラン」（以下、「こども未来プラン」という。）を策定するなど、『こども・若者の誰もが、自分らしく成長し、幸せに暮らせるまち横須賀』を目指した取組みが行われています。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、切れ目のない包括的な支援が求められています。子どもの権利が保障され、こどもの視点や子育て当事者の視点に立った取組みが進められることで、困難な家庭環境にある子どもも含めた、全てのこどもが健やかに成長し、明るく希望に満ちた未来になることを願い、以下の意見を申し述べます。

【横須賀市における取組みとそれに対する意見】

個々の家庭に応じた切れ目のない支援という観点から、各種の相談支援体制が整えられていて、直接的な支援が必要な家庭には、職員や助産師等が自宅へ訪問して、指導・助言や育児サポートを行うなど様々な取組みが行われています。子育てに伴う不安やストレスは家庭により異なりますが、こども未来プランで系統立てられているように、こどものライフステージに応じた様々な支援が行われていて、横須賀市は子どもの権利に寄り添った施策を幅広く行っているものと評価します。その一方で、横須賀市では多くの地域団体や民間団体が、困難な家庭環境にある子どもの支援のための活動を行っていますが、これらの団体との連携については課題があるので、行政における関係課の横のつながりを強化するだけでなく、行政が積極的に民間の取組みとの連携を強化していくことが必要です。

相談窓口の設置については、細かな用途に応じた多種多様な相談体制が整備されていることは大変心強く感じます。一方で、どこに相談すれば解決への近道となるのかがわかりにくくなっている面もあるように思われます。わかりやすい周知と関係機関との連携により、適切な窓口へ円滑に案内をしていくことで、支援制度の利用促進にもつなげていけるものと考えます。

こども家庭センターについては、その設置により、母子保健機能と児童福祉機能の両分野から、個々の家庭に寄り添った支援が行われることが求められています。サポートプラン作成など、対話を重ね、関係性を築き上げていくことがこどもと家庭への支援につながるものと考えますので、支援の強化の取組みを進めていただければと存じます。特に、職員一人ひとりのスキルアップと人

員確保についての課題解消と、民間活動団体との連携の強化に向けた検討が必要であると考えます。

こどもの居場所については、地域団体が提供する場合は、こども自身が安心して過ごせる大切な場となっているものと思われます。地域団体が活発に活動していることは横須賀の強みでもあります。行政と地域団体との連携を一層深めることで、こどもの居場所を広げていただければと存じます。また、困難な家庭環境にある子どもの中には、精神障害や発達障害を持つこどももいて、地域団体からは専門的な知識を有する支援者との連携を求める声もあります。人的資源の結び付けをするなどの行政の強みを生かした支援の手法やこどもの居場所のあり方など、様々な方からの声を聴きながら検討を進めていくことが必要と考えます。

また、困難な家庭環境にある子どもの発見についても、こどもの居場所を提供する支援団体との連携が必要不可欠です。市の支援策を支援団体等に広く周知するとともに、支援団体との情報交流を行うことで、困難な家庭環境にある子どもの発見につなげてほしいと考えます。

不登校児童生徒への支援については、学校内でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動は、こどもの状況を把握し適切な支援に繋げるための重要な役割となっているものと思います。また、地域団体においても、スクールソーシャルワーカーとの連携により、支援の必要なこどもを早期に把握して適切な支援につなげるとともに、学習支援や心理的ケアなど、不登校児童生徒を見守る様々な活動もされている状況です。不登校児童生徒は年々増加していると言われており、学校を含む関係者の連携により支援を広げていくことが必要だと考えます。

現在、児童虐待、貧困、ヤングケアラーなど、行政による支援が行き届かず、誰にも気づかれないまま困難を抱えているこどもも少なくないと言われております。さまざまな情報手段や関係機関との連携によって、困難な家庭環境にある子どもやその親の声に耳を傾け、行政による支援を広く実施するとともに、地域の強みである地域団体の活動が様々なこどもに行き届くように、行政と学校、地域団体等が連携した支援に取り組んでいただければと存じます。

『こども・若者の誰もが、自分らしく成長し、幸せに暮らせるまち横須賀』の実現に向けて、一層取組みを進めていただくことを願います。

令和7年度人権施策推進会議 出席委員

職	氏名	所属・職業	備考
委員長	西 村 淳	学識経験者	立正大学社会福祉学部 社会福祉学科 教授
職務 代理者	早 坂 公 幸	有識者	一般社団法人 神奈川人権センター 理事
委 員	池 田 澄 子	人権擁護委員	横須賀市人権擁護委員会 副会長
委 員	君 島 富美江	民生委員児童委員	横須賀市民生委員児童委員 協議会 会長
委 員	角 井 駿 輔	弁護士	神奈川県弁護士会
委 員	中 丸 妙 子	公募市民	